

○長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

令和3年3月25日条例第7号

長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

長浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年長浜市条例第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(申請者の資格)

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項に定める者若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(条例で定める基準等)

第4条 法第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める基準等は、次条に規定するほか、省令の規定の例による。

(担当職員の研修)

第5条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、高齢者の人権擁護、虐待防止、認知症ケア、身体拘束等の適正化等の研修の機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。